

桃山学院ハラスメント防止に関する規則

2014(平成 26)年 5 月 13 日

常務理事会承認

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校法人桃山学院およびその設置学校(以下「本学」という。)において、公正かつ安全で快適な環境のもとでの学習、教育、研究、就業等の機会および権利を保障することを目的として、ハラスメント防止のために必要な措置等について定める。

(定義)

第 2 条 この規則における「ハラスメント」とは、個人の尊厳を侵し、人権を侵害する以下の各号に掲げる行為をいう。

1. セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、精神的苦痛やその他の不利益を与えること、または学習、学生活動、教育研究活動または就労に関わる環境を著しく悪化させること

2. パワー・ハラスメント

優位な地位または権力を利用して行う不適切な言動、指導または対応により、精神的苦痛やその他の不利益を与えること、または学生・生徒の活動環境または就労環境を著しく悪化させること

3. アカデミック・ハラスメント

教育研究活動の場における地位または権力を利用して行う不適切な言動、指導または対応により、相手の学習あるいは研究意欲を低下させること、または学習または教育研究活動に関わる環境を著しく悪化させること

4. アルコール・ハラスメント

相手の望まない飲酒を強要することにより、相手に不快感や不利益を与えること

5. その他のハラスメント(いじめ、嫌がらせ、差別など)

年齢、出身、心身の障害、疾病、容姿、性格、国籍、信仰等の個人的な属性を理由に、不適切な言動または差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感や不利益を与えること

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、学生・生徒、教職員および関係者(以下「構成員」という。)に適用する。ただし、ハラスメントを行ったとされる者(以下「相手方」という。)が学生・生徒の場合は、別に定めた規則等が優先して適用される。

2 前項の学生・生徒、教職員を対象とする行為で、かつ相手方が本学の学生・生徒または本学が雇用する教職員であれば、本学が適切な措置をとる。相手方が本学の学生・生徒以外の者または本学が雇用する教職員以外の者であれば、その者が所属する機関に対して、必要な措置を取ることを求める。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、この規則および関係法令に基づき、ハラスメントの防止を徹底するとともに、ハラスメントに起因する問題の根絶に努めなければならない。

(設置学校等の長の責務)

第5条 設置学校および法人事務局(以下「設置学校等」)の長は、ハラスメント防止に必要な措置をとり、第7条に定めるハラスメント防止委員会からハラスメントの防止および対処にかかわる諸活動に協力を求められたときは、これに応じるものとする。

2 設置学校等の長は、構成員に対し必要な研修および広報活動等を実施するよう努めるものとする。

3 設置学校等の長は、ハラスメントに関する情報の管理について、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(構成員の責務)

第6条 構成員は、ハラスメントが本学における教育研究環境、就業環境等を損なうものであることを自覚し、自らハラスメントを行わず、かつ、ハラスメントのない環境を創り出し、維持するよう努めなければならない。

2 構成員は、自らハラスメントの発生防止に努め、第7条に定めるハラスメント防止委員会からハラスメントの防止および対処にかかわる諸活動に協力を求められたときは、これに応じなければならない。

3 構成員は、ハラスメントに関する理解を深めるための研修を受けるよう努めるものとする。

(ハラスメント防止委員会等の設置)

第7条 理事長は、第4条および第5条に基づき、ハラスメント防止に関する事項を審議し問題解決にあたるため、設置学校等の長を通じて、キャンパスの組織ごとに次のハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

1. 桃山学院大学および法人事務局 桃山学院大学ハラスメント防止委員会
2. 桃山学院中学校高等学校および中学校高等学校事務室 桃山学院中学校高等学校ハラスメント防止委員会

2 防止委員会の運営に必要な事項は、キャンパスの組織ごとに次の規程(以下「規程」という。)に定める。

1. 桃山学院大学および法人事務局 桃山学院大学ハラスメント防止と解決に関する規程

2. 桃山学院中学校高等学校および中学校高等学校事務室 桃山学院中学校高等学校ハラスメント防止と解決に関する規程

3 両キャンパスに関わる事案が発生した場合は、その都度両防止委員会が協議のうえ、問題解決にあたる。

(ハラスメント相談への対応)

第 8 条 本学院は、ハラスメントに関する相談に対応するため、キャンパスごとにハラスメント相談員を置く。

2 ハラスメント相談員に関する事項は、規程に定める。

(不利益取扱の禁止)

第 9 条 本学院および設置学校は、ハラスメントの相談・申立および調査等への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(事務)

第 10 条 この規則に関する事務は総務課が行う。

(改廃)

第 11 条 この規則の改廃は、常務理事会が行う。

付 則

この規則は、2014(平成 26)年 5 月 13 日から施行する。